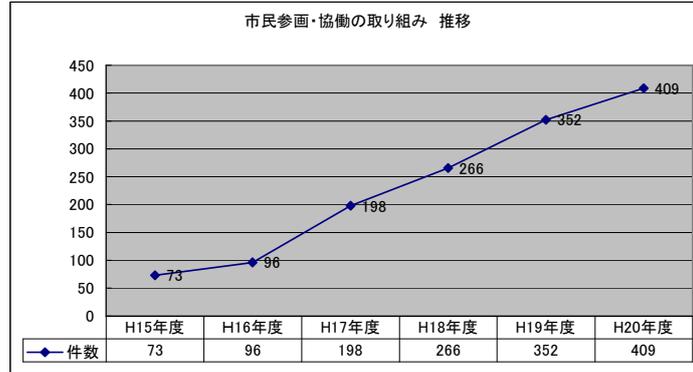


熊本市における「市民参画・協働の取り組み」について

熊本市においては、「まちづくり戦略計画・実施計画」の中で、「市民協働で築く自主自立のまちづくり」をまちづくりの進め方として掲げ、市民参画・協働の視点をもって事業を進めています。
この「市民参画・協働に向けた取り組み一覧」に記載している取り組みは、「情報共有」「参画」「協働」を柱として、以下の分類による取り組みを「市民参画・協働の取り組み」としています。



【市民参画・協働に向けた取り組みの分類】

大分類	小分類	説明
I 情報共有	①積極的な情報提供	事業の事前説明会や進捗状況の報告等を市民に対して早い段階から、積極的に実施している場合に該当(単なる行政サービス情報のお知らせ等は除く)
	②市民意見の募集・反映	行政が立案、実施する事業について、審議会等における委員公募、公聴会、説明会、意見交換会、パブリックコメント、シンポジウム、アンケート等により市民の意見を把握し、反映させている場合に該当
II 参画	③市民の事業・イベント等への参加	行政が立案、実施する事業やイベントに、市民が主体的に参加することで、事業の推進を図っている場合(例:雨水浸透枳設置促進など)に該当
	④活動の側面的支援(情報提供、補助等)	市民が主体的に行う事業に対して、行政が情報の提供や人的補助・金銭的補助等を通じて、市民活動の側面的支援を行っている場合に該当
III 協働	⑤関係団体、機関、事業者等との連携・協力	市民と行政、または市民と市民とが、連携・協力のもと事業を実施している場合に該当
	⑥NPO・ボランティアの育成	NPO・ボランティアとともに事業を実施することで、NPO・ボランティアの育成や協力体制の確立を図っている場合に該当(行政が立案・実施する事業に限らない。)
	⑦事業・イベント等の共催	市民と行政が、協働体制で事業やイベントを実施している場合に該当
	⑧事業の委託	事業の効果や質等を高めることを目的に、事業を市民公益活動団体に委託している場合に該当
	⑨市民による主体的取り組み、行政によるその推進	事業の実施にあたって、行政が立案、実施するのではなく、市民が主体的に取り組むを行っている場合に該当
	⑩参画・協働の仕組みづくり	条例、規則、実施要綱等を作成し、参画・協働の仕組みづくりを行っている場合に該当

【注】市民参画・協働という場合の市民とは、個人だけではなく、市民公益活動団体(自治会等の地域地縁団体・ボランティア団体・NPO等)、企業等も含まれます。

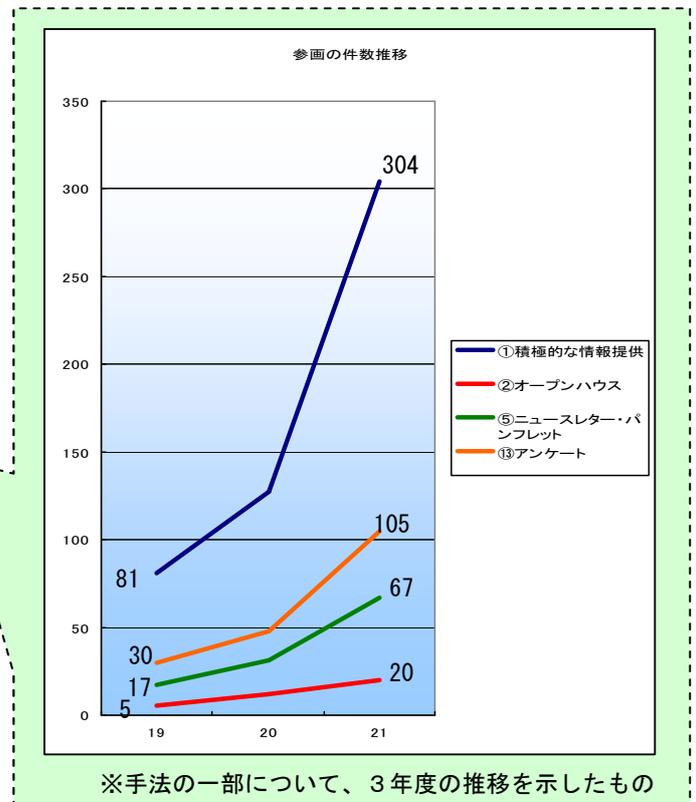
平成21年度 参画と協働の取り組みについて

1 参画の手法の分類と、分類別件数

PIマニュアルに基づく「基本的なPIの手法」ごとに集計

手法	件数
①ホームページ、市政だより等による積極的な広報活動	304
②オープンハウス	20
③現地見学会	10
④シンポジウム	12
⑤ニュースレター・パンフレット	67
⑥出前講座	44
⑦地域説明会	99
⑧検討委員会	92
⑨ワークショップ	11
⑩パブリックミーティング	8
⑪市民意見の募集	34
⑫グループヒアリング	8
⑬アンケート	105
⑭その他	24
合計	838

参画に取り組んだ細事業数	533
--------------	-----



※手法は複数選択可のため、細事業数とは合致しないもの

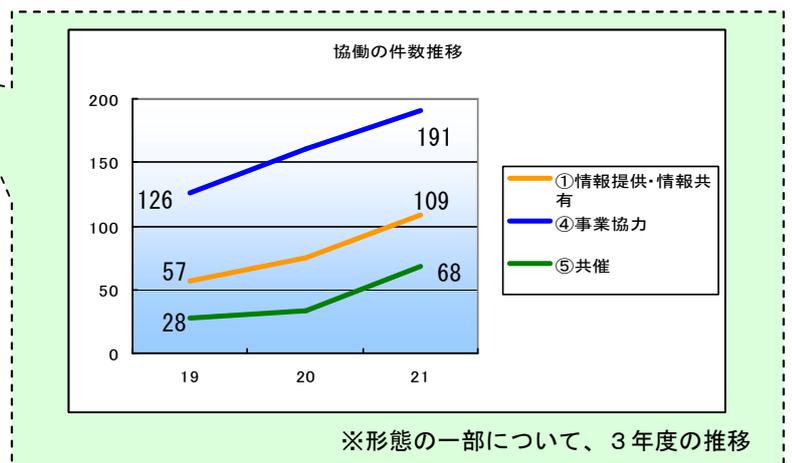
※⑭その他には、子ども議会や陳情書からの意見聴取・事業への反映などが含まれる。

2 協働の形態の分類と、分類別の件数

市民が公益活動に取り組むための指針に基づく「協働の6つの形態」ごとに集計

形態	件数
①情報提供・情報共有	109
②後援	18
③政策提案	11
④事業協力	191
⑤共催	68
⑥協定・契約	40
⑦その他	78
合計	515

協働に取り組んだ細事業数	352
--------------	-----



※形態は複数選択可のため、細事業数とは合致しないもの

※⑦その他には、個人の協力による取り組みや基金への寄付などが含まれる。

3 平成15～20年度実績との比較について

平成21年度より調査方法を変更したことにより、単純な数値の比較はできない。